

月刊!ソウソク通信

「養子縁組」と「遺言」のどちらがいい？ 叔母の資産を相続する際、

工藤美香子さん(54歳)は、母・一枝さんの妹にあたる叔母の浜中次子さん(84歳)のことが気になっていました。生涯独身で、家族もいなく一人暮らし。美香子さんは小さいころからお世話になっていたことから、近年は身の回りの世話をしています。そこで、いつか訪れる次子さんの相続について気になり出してきました。

※記事内の名前はすべて仮名。
設定は実話に基づき一部脚色しています。

美香子さんの母・一枝さんの兄弟姉妹は図1にあるように5人います。全員戦前生まれで健在です。この中で唯一独身の次子さんは、現預金1億円、不動産1億円、合計2億円の資産を持っていました。

そこで美香子さんが「次子叔母さんの資産を相続したい」と相談に来ました。「私が叔母さんの養子になればいいんですよね？」と自信ありげに言ってきました。

しかし、結論としては、次子さんと美香子さんが養子縁組をすると、税負担が重くなってしまいます。

養子縁組で基礎控除がぐんと下がり税額アップ

現状ベースでは、次子さんの法定相続人になる人は、兄弟姉妹の4人。つまり、基礎控除が3,000万+600万×4人=5,400万円です。一方、美香子さんが次子さんと養子縁組すると、法定相続人は美香子さん一人となります。基礎控除は

3,000万+600万×1人=3,600万円。図2にあるように、税額の違いは倍以上。結果的に養子縁組をしたほうが税金が高くなってしまいますのです。

では、遺言ではどうでしょう。もし、次子さんが「姪の美香子さんに全財産を残す」と遺言を書いたらどのようなことになるかということです。

この場合、他の兄弟姉妹には遺留分減殺請求権はありません。全財産を美香子さんに遺贈しても、問題はないでしょう。ただし、美香子さん及び他の兄妹には、相続税額の2割加算があります。一親等の血族及び配偶者以外が相続税を支払う場合、算出相続税額にその20%相当額を加算されるのです。「相続税について考えると、私が養子になると、あまりよくないのね。どうすればいいのか、いろいろ教えてください」

美香子さんは、さらなる相談を希望しました。

POINT

- 相続対策としての養子縁組で、かえって法定相続人の数が減る場合がある
- 一親等の血族及び配偶者以外が相続税を支払う場合、「相続税の2割加算」がある

記事提供: 相続・贈与相談センター本部
税理士法人エクラコンサルティング

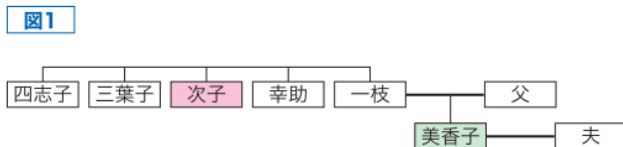


図2

	法定相続人 4人の場合	法定相続人 1人の場合
相続財産	20,000	20,000
基礎控除	△5,400	△3,600
課税遺産	14,600	16,400
一人当たり 課税遺産	3,650	16,400
一人当たり 税額	530	4,860
合計税額	2,120	4,860

(単位:万円)